

平成二十四年法律第四十七号

原子力規制委員会設置法

(目的)

この法律は、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故を契機に明らかとなつた原子力の研究、開発及び利用（以下「原子力利用」という。）に関する政策に係る縦割り行政の弊害を除去し、並びに一の行政組織が原子力利用の推進及び規制の両方の機能を担うことにより生ずる問題を解消するため、原子力利用における事故の発生を常に想定し、その防止に最善かつ最大の努力をしなければならないという認識に立つて、確立された国際的な基準を踏まえて原子力利用における安全の確保を図るために必要な施策を策定し、又は実施する事務（原子力に係る製鍊、加工、貯蔵、再処理及び廃棄の事業並びに原子炉に関する規制に関する事務並びに国際約束に基づく保障措置の実施のための規制その他の原子力の平和的利用の確保のための規制に関する事務（以下「所掌事務」といふ。）を一元的につかさどるとともに、その委員長及び委員が専門的見に基づき中立公正な立場で独立して職権を行使する原子力規制委員会を設置し、もつて国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全並びに我が国の安全保障に資することを目的とする。

（設置）

第二条 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百二十号）第三条第二項の規定に基づいて、環境省の外局として、原子力規制委員会を設置する。

（任務）

第三条 原子力規制委員会は、国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全並びに我が国の安全保障に資するため、原子力利用における安全の確保を図ること（原子力に係る製鍊、加工、貯蔵、再処理及び廃棄の事業並びに原子炉に関する規制に関する事務並びに国際約束に基づく保障措置の実施のための規制その他の原子力の平和的利用の確保のための規制に関する事務（以下「所掌事務」といふ。）を一元的につかさどる。

第四条 原子力規制委員会は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一 原子力利用における安全の確保に関する事務。
二 原子力に係る製鍊、加工、貯蔵、再処理及び廃棄の事業並びに原子炉に関する規制その他のこれらに関する安全の確保に関する事務。
三 核原料物質及び核燃料物質の使用に関する規制その他のこれらに関する安全の確保に関する事務。

四 國際約束に基づく保障措置の実施のための規制その他の原子力の平和的利用の確保のための規制に関する事務。

五 放射線による障害の防止に関する事務。

六 核燃料物質、放射性同位元素その他の放射性物質の防護に関する事務。

七 放射性物質又は放射線の水準の監視及び測定に関する基本的な方針の策定及び推進並びに關係行政機関の経費の配分計画に関する事務。

八 放射能水準の把握のための監視及び測定に関する事務。

九 原子力利用における安全の確保に関する研究者及び技術者の養成及び訓練（大学における教育及び研究に係るものと除く。）に関する事務。

十 核燃料物質、放射性同位元素その他の放射性物質の防護に関する関係行政機関の事務の調整に関する事務。

十一 原子炉の運転等（原子力損害の賠償に関する法律（昭和三十六年法律第二百四十七号）第二条第一項に規定する原子炉の運転等をいう。）に起因する事故（以下「原子力事故」という。）の原因及び原子力事故により発生した被害の原因を究明するための調査に関する事務。

十二 所掌事務に係る国際協力に関する事務。

十三 前各号に掲げる事務を行うため必要な調査及び研究を行うこと。

十四 前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき、原子力規制委員会に属させられた事務

第五条 原子力規制委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、原子力利用における安全の確保に関する事項について勧告し、及びその勧告に基づいてとつた措置について報告を求めることができる。

（職権の行使）

第六条 原子力規制委員会は、委員長及び委員四人をもつて組織する。

（組織）

第七条 委員長は、会務を総理し、原子力規制委員会を代表する。

第八条 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（委員長及び委員の任命）

第九条 委員長及び委員は、人格が高潔であつて、原子力利用における安全の確保に関する専門的知識及び経験並びに高い識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

（委員長の任命）

第十条 委員長の任命は、天皇が、これを認証する。

（委員長の任期）

第十二条 委員長の任期は、四年である。

（委員長の選任）

第十三条 委員長は、内閣総理大臣が、同項の規定にかかるわらず、同項に定める資格を有する者のうちから、委員長を任命することができます。

（委員長の任命）

第十四条 前項の場合において、原子力災害対策特別措置法第十五条第四項の規定による原子力緊急事態宣言がされたときその他の特に緊急を要する事情がなくなつたときは、その後速やかに両議院の事後の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後の承認の求めがあつた国会においてその承認を得られないときは、内閣総理大臣は、直ちにその委員長を罷免しなければならない。

（委員長の罷免）

第十五条 委員長又は委員につき任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、第一項の規定にかかるわらず、同項に定める資格を有する者のうちから、委員長又は委員を任命することができます。

（委員長の任命）

第十六条 第四項の規定は、前項の場合について準用する。

（委員長の任命）

第十七条 この場合において、第四項中「前項」とある

のは「次項」と、「原子力災害対策特別措置法第十五条第四項の規定による原子力緊急事態解除宣言がされたときその他の特に緊急を要する事情がなくなつたときは、その後速やかに」とあるのは「任命最初の国会において（原子力災害対策特別措置法第十五条第二項の規定による原子力緊急事態宣言がされている場合その他の特に緊急を要する事情がある場合であつて、その旨の通知が両議院になされたときの委員長に係る事後の承認にあつては、当該特に緊急を要する事情がなくなつた後速やかに」と、「委員長」とあるのは「委員長又は委員」と読み替えるものとする。

（委員長の任命）

第十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、委員長又は委員となることができない。

（委員長の任命）

第十九条 一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

（委員長の任命）

第二十条 原子力に係る製鍊、加工、貯蔵、再処理若しくは廃棄の事業を行ふ者、原子炉を設置する者、外国原子力船を本邦の水域に立ち入らせる者若しくは核原料物質若しくは核燃料物質の使

用を行う者又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、これらと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）若しくはこれらの者の使用人その他の従業者	第八条 委員長及び委員の任期は、五年とする。ただし、補欠の委員長又は委員の任期は、前任者の残任期間とする。	四 前号に掲げる者の団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）又は使用人その他の従業者（任期）
第六条 委員長及び委員は、再任されることができる。	三 委員長及び委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。	五 委員長は、前項の規定により、臨時に代理したときは、原子力規制委員会規則で定めるところにより、その旨及び代理した事項を次の会議において報告しなければならない。
第七条 内閣総理大臣は、委員長又は委員が第七条第七項各号のいずれかに該当するに至ったときは、これらを罷免しなければならない。	二 委員長及び委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。	六 委員長に事故があり、又は委員長が欠けた場合の第二項第四項及び前項の規定の適用については、第六条第三項の規定により委員長の職務を代理する委員は、委員長とみなす。（服務等）
第八条 委員長及び委員は、在任中、内閣総理大臣の許可のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行ってはならない。	三 委員長及び委員は、在任中、内閣総理大臣の許可のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行ってはならない。	七 委員長及び委員は、在任中、内閣総理大臣の許可のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行ってはならない。
第九条 内閣総理大臣は、委員長若しくは委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき、又は委員長若しくは委員たるに適しない行為があると認めるときは、あらかじめ原子力規制委員会の意見を聴いた上、両議院の同意を得て、これらを罷免することができる。（会議）	四 原子力規制委員会は、委員長及び二人以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができる。	八 原子力規制委員会は、原子力事故が生じた場合において、これに迅速かつ適切に対処することができるよう、様々な事態を想定した上で、会議の開催及び議決の方法その他委員長及び委員が遵守すべき行動指針を内容とする内部規範を定め、これを適正に運用しなければならない。
第十条 原子力規制委員会は、委員長が招集する。	五 原子力規制委員会は、原子力事故が生じた場合において、これに迅速かつ適切に対処することができるよう、様々な事態を想定した上で、会議の開催及び議決の方法その他委員長及び委員が遵守すべき行動指針を内容とする内部規範を定め、これを適正に運用しなければならない。（給与）	九 委員長及び委員は、別に法律で定める。
第十一条 原子力規制委員会は、委員長及び二人以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができる。	六 委員長及び委員は、在任中、内閣総理大臣の許可のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行ってはならない。（服務等）	十 委員長及び委員は、在任中、内閣総理大臣の許可のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行ってはならない。
第十二条 委員長及び委員の給与は、別に法律で定める。	十一 委員長及び委員は、在任中、内閣総理大臣の許可のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行ってはならない。（服務等）	十一 委員長及び委員は、在任中、内閣総理大臣の許可のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行ってはならない。
第十三条 原子力規制委員会に、次の審議会等を置く。	十二 前項に定めるもののほか、別に法律で定めるところにより原子力規制委員会に置かれる審議会等は、放射線審議会とする。	十二 前項に定めるもののほか、別に法律で定めるところにより原子力規制委員会に置かれる審議会等は、放射線審議会とする。
第十四条 原子炉安全専門審査会は、原子力規制委員会の指示があつた場合において、原子炉に係る安全性に関する事項を調査審議する。	十三 原子炉安全専門審査会は、政令で定める員数以内の審査委員をもつて組織する。	十三 原子炉安全専門審査会は、政令で定める員数以内の審査委員をもつて組織する。
第十五条 原子炉安全専門審査会は、政令で定める員数以内の審査委員をもつて組織する。	十四 審査委員は、学識経験のある者のうちから、原子力規制委員会が任命する。	十四 審査委員は、学識経験のある者のうちから、原子力規制委員会が任命する。
第十六条 原子炉安全専門審査会に、会長一人を置き、審査委員の互選によつてこれを定める。	十五 審査委員は、非常勤とする。	十五 審査委員は、非常勤とする。
第十七条 前三条に定めるもののほか、原子炉安全専門審査会に関し必要な事項は、政令で定める。	十六 原子炉安全専門審査会に、会長一人を置き、審査委員の互選によつてこれを定める。	十六 原子炉安全専門審査会に、会長一人を置き、審査委員の互選によつてこれを定める。
第十八条 核燃料安全専門審査会は、原子力規制委員会の指示があつた場合において、核燃料物質に係る安全性に関する事項を調査審議する。	十七 会長は、会務を総理する。	十七 会長は、会務を総理する。
第十九条 核燃料安全専門審査会は、政令で定める員数以内の審査委員をもつて組織する。	十八 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する審査委員がその職務を代理する。	十八 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する審査委員がその職務を代理する。
第二十条 第十五条第二項から第五項まで、第十六条及び第十七条の規定は、核燃料安全専門審査会について準用する。	十九 前三条に定めるもののほか、原子炉安全専門審査会に関し必要な事項は、政令で定める。	十九 前三条に定めるもののほか、原子炉安全専門審査会に関し必要な事項は、政令で定める。

(放射線審議会)

第二十条 放射線審議会については、放射線障害防止の技術的基準に関する法律（昭和三十三年法律第百六十二号。これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

第二十一条 削除
(緊急事態応急対策委員会)

第二十二条 原子力規制委員会に、原子力規制委員会の指示があつた場合において、原子力災害対策特別措置法第二条第二号に規定する原子力緊急事態における応急対策に関する事項を調査審議させるため、政令で定める員数以内の緊急事態応急対策委員（以下「応急対策委員」という。）を置く。

応急対策委員は、学識経験のある者のうちから、原子力規制委員会が任命する。

2 応急対策委員は、非常勤とし、その任期は、二年とする。

3 応急対策委員は、再任されることができる。

（原子力事故調査）

第二十三条 原子力規制委員会は、第四条第一項第十一号に掲げる事務を遂行するため必要がある

と認めるときは、次に掲げる処分をすることができる。

一 原子力事業者、原子力事故により発生した被害の拡大の防止のための措置を講じた者その他

の原子力事故の関係者（以下単に「関係者」という。）から報告を徴すること。

二 原子力事業所その他の原子力事故の現場、原子力事業者の事務所その他の必要と認める場所に立ち入って、帳簿、書類その他の原子力事故に関係のある物件（以下「関係物件」という。）を検査し、関係者に質問し、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料

物質その他の必要な試料を收取すること。

三 関係者に頭を求めて質問すること。

四 関係物件の所有者、所持者若しくは保管者に対し当該物件の提出を求め、又は提出物件を留め置くこと。

五 関係物件の所有者、所持者若しくは保管者に対し当該物件の保全を命じ、又はその移動を禁

止すること。

六 原子力事業所その他の原子力事故の現場に、公務により立ち入る者及び原子力規制委員会が

支障がないと認める者以外の者が立ち入ることを禁止すること。

2 原子力規制委員会は、必要があると認めるときは、委員長、委員又は原子力規制庁の職員に前

項各号に掲げる処分をすることができる。

3 前項の規定により第一項第二号に掲げる処分をする者は、その身分を示す証票を携帯し、か

ら（国会に対する報告）

4 第一項又は第二項の規定による処分の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈しては

ならない。

（国会に対する報告）

第二十四条 原子力規制委員会は、毎年、内閣総理大臣を経由して国会に対し所掌事務の処理状況

を報告するとともに、その概要を公表しなければならない。

（情報の公開）

第二十五条 原子力規制委員会は、国民の知る権利の保障に資するため、その保有する情報の公開

を徹底することにより、その運営の透明性を確保しなければならない。
(規則の制定)

第二十六条 原子力規制委員会は、その所掌事務について、法律若しくは政令を実施するため、又は法律若しくは政令の特別の委任に基づいて、原子力規制委員会規則を制定することができる。
(原子力規制庁)

第二十七条 原子力規制委員会の事務を処理させるため、原子力規制委員会に事務局を置く。
2 前項の事務局は、原子力規制庁と称する。

3 原子力規制庁に、事務局長その他の職員を置く。

4 前項の事務局長は、原子力規制庁長官と称する。

5 原子力規制庁長官は、委員長の命を受けて、庶務を掌理する。

6 原子力規制庁の内部組織については、国家行政組織法第七条第七項の規定にかかわらず、同条第三項、第四項及び第六項並びに同法第二十二条第一項及び第五項の規定を準用する。この場合において、同法第七条第六項及び第二十二条第五項中「省令」とあるのは、「原子力規制委員会規則」と読み替えるものとする。

第二十八条 この法律に定めるもののほか、原子力規制委員会の運営に關し必要な事項は、原子力規制委員会が定める。

（罰則）

第二十九条 第十一条第一項の規定に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第二十三条第一項第一号又は第二項の規定による報告の徴取に対し虚偽の報告をした者

二 第二十三条第一項第二号若しくは第二項の規定による処分による検査若しくは試料の提供を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はこれららの規定による質問に対し虚偽の陳述をした者

三 第二十三条第一項第三号又は第二項の規定による質問に対し虚偽の陳述をした者

四 第二十三条第一項第四号又は第二項の規定による処分に違反して物件を提出しない者

五 第二十三条第一項第五号又は第二項の規定による処分に違反して物件を保全せず、又は移動した者

六 第二十三条第一項第六号又は第二項の規定による処分に違反して、同条の刑を科する。

第三十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に對して、同条の刑を科する。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第七条第一項（両議院の同意を得ることに係る部分に限る。）、第五条、第六条、第十四条第一項、第三十四条及び第八十七条の規定

（最初の委員長及び委員の任命）

二 略

三 附則第十六条、第二十条、第三十一条、第三十二条、第五十八条、第六十九条、第九十一条

（最初の委員長及び委員の任命）

四 第二条 この法律の施行後最初に任命される委員の任期は、第八条第一項本文の規定にかかわらず、四人のうち、二人は二年、二人は三年とする。

2 前項に規定する各委員の任期は、内閣総理大臣が定める。

3 2 この法律の施行の日が国会の会期中である場合であり、かつ、この法律の施行の際原子力災害対策特別措置法第十五条第二項の規定による原子力緊急事態宣言がされており、両議院又はいずれかの議院が原子力緊急事態宣言がされている旨の文書を添えた第七条第一項の規定による同意の求めがあつた日（同項の規定による同意の求めがあつた後に原子力緊急事態宣言がされたときについては、その旨の通知を受けた日）から国会又は各議院の休会中の期間を除いて十日以内に当該同意に係る議決をしないとき（他の議院が当該同意をしない旨の議決をしたときを除く。）は、内閣総理大臣は、同項の規定にかかるわらず、同項に定める資格を有する者のうちから、この法律の施行後最初に任命される委員長又は委員を任命することができる。

4 第七条第四項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、第七条第四項中「前項」とあるのは「附則第二条第三項」と、「されたときその他の特に緊急を要する事情がなく

(審議会等の設置の特例)

第六条の二 独立行政法人原子力安全基盤機構の解散に関する法律（平成二十五年法律第八十二号）附則第十六条第一項の政令で定める日までの間、同法の定めるところにより、原子力規制委員会に、旧独立行政法人原子力安全基盤機構評価委員会を置く。

（罰則の適用に関する経過措置）

第八十六条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第八十七条 この附則に規定するもののはか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成二五年一一月二二日法律第八二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成二七年九月三〇日法律第七六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成二九年四月一四日法律第一五号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成二九年四月一七日法律第六八号）抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

各号に定める日から施行する。

附 則（令和四年六月一七日法律第六八号）抄

（施行期日）

この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則（五百九条の規定）抄

（施行期日）

この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。